令和６年度　次世代につなげる農業経営基盤整備事業

募集のお知らせ

町内小規模農家等への農業用機械等の導入支援として、予算の範囲内で補助金を交付します。令和６年度中に機械等を導入予定で、補助金活用をご希望の方は、受付期間中に申請してください。

**１．補助対象者**

（１）０．５ha以上の経営耕地面積を有する次の者

①集落で合意形成された人・農地プランの中心経営体に位置付けられており、概ね５年以内に就農する見込みのある後継者が確保できている個人農業者

②地域計画の目標地図に位置付けられており、概ね５年以内に就農する見込みのある後継者が確保できて

いる個人農業者

（２）１．０ha以上の経営耕地面積を有する個人農業者または２者以上で組織する農業者の団体

※（１）、（２）のいずれの場合も認定農業者および認定新規就農者は除きます。また、町税等の滞納がある場合は補助金の交付ができません。

**２．補助対象経費**

農業用機械または農業用施設の導入、更新、機能維持に要する経費を対象とします。

（１）農業用機械の場合は、トラクター、田植機等、農業経営に必要と認められる機械

　　　※運搬用トラック等汎用性の高いものは対象外とします。

（２）農業用施設の場合は、農機具収納施設等、農業経営に必要と認められる施設

　　　※倉庫等汎用性の高いものは対象外とします。

（３）補助金の交付決定を受けた年度内に当該事業が完了するものであること

**３．補助金の額**

補助対象経費の３分の２以内（千円未満切捨て）、上限１００万円

**４．申請受付期間**

令和６年４月８日（月）から令和６年４月２６日（金）まで

※受付は土日祝を除く、平日の８時３０分から１７時１５分までとします。

**５．留意事項**

（１）予算の範囲内で交付決定を行いますので、全体の申請額が予算の範囲を超える場合は、抽選等により採択者を決定する場合があります。

（２）事業の着手は、交付決定日以降に行ってください。交付決定前に導入（契約・購入）された機械等は対象になりませんのでご注意ください。

（３）過去３年間に本事業を活用された方は今回の申請はできません。

**６．申請方法**

補助金等交付申請書および事業計画書（様式第１－１号）、その他添付書類を下記担当課へ持参または郵送によりご提出ください。書類についてはホームページにてダウンロードまたは下記担当課にてお受け取りください。

（担当課）　智頭町山村再生課　電話085875-3117

〒689-1402　八頭郡智頭町大字智頭2072番地1